

負債と資本の区分問題の諸相

かわむらよしのり
川村義則

要 旨

本稿の目的は、企業会計における負債と資本の区分の問題について、伝統的な理論の変遷や会計基準の国内外の動向などを踏まえて考察することにある。

負債と資本の区分の問題は、関連する問題をすべて一般化して論ずることは難しく、総論的に区分の原則を定めても各論の解答が直ちに得られるものではない。したがって、本稿では、貸借対照表の貸方区分のあり方についての一般的考察を行ったうえで、具体的な個別問題について、おのおのの特徴を浮彫りにしつつ、ある程度類型化して論じている。

考察の結果、貸借対照表の貸方は、請求権の優先劣後関係の表示と、残余利益計算の基礎の提供という2つの観点から区分されると捉えたうえで、貸方区分の現実的な選択肢としては、(1)請求権の優先劣後の観点から「優先区分」と「劣後区分」に分類し、さらに残余利益計算の基礎を画定する観点から「劣後区分」の中で「残余持分」を区分するアプローチと、(2)請求権の優先劣後からは無区分（優先順位によって配列）としつつ、残余利益計算の観点から「残余持分」については他の持分から区分するアプローチの2つが考えられることを述べている。また、個別問題については、優先株式、株式オプションおよび少数株主持分は、いずれも「劣後区分」のうち「残余部分」を構成しない部分に分類される場合が多いと考えられること、複合金融商品を負債と資本に分離して会計処理する場合の分離方法としては「基本的構成要素」ごとに分離する方法が他の方法よりも優位性を持っていると考えられること、を指摘している。

キーワード：負債と資本の区分、優先株式、株式オプション、少数株主持分、複合金融商品

.....
本稿の執筆の過程においては、(財)財務会計基準機構・概念整理プロジェクトのワーキング・グループでの議論からさまざまな形で示唆を得ている。また、2003年12月に日本銀行金融研究所で開催されたワークショップ「会計上の負債と資本 キャッシュ・アウトフローにかかるリスクの認識・評価」(本ワークショップの様子は本号に所収)において、座長の醍醐 聡教授(東京大学大学院)をはじめとする参加者から多くの有益なコメントを頂いた。もっとも、本稿で示された見解は、上記ワーキング・グループのものとは必ずしも同じではなく、あり得べき誤謬なども、すべて筆者自身の責めに帰するものである。

川村義則 早稲田大学商学部助教授 (E-mail: ykawamur@waseda.jp)

1 . はじめに

本稿の目的は、企業会計における負債と資本¹の区分の問題について、伝統的な理論の変遷、会計基準の国内外の動向などを踏まえて考察することにある。

企業会計の実務において、負債と資本の区分は、ほとんど自明のものと考えられてきた。しかし、Paton [1922] pp. 50 ~ 89でも検討されているように、古くから優先株式、転換社債などの、負債と資本の中間的なまたは両方の性格を有する金融商品は存在していたし、さらには複雑な特約を有する金融商品が開発されるようになってこの問題はますます難しくなってきた。また、子会社の資本に対する少数株主持分を連結財務諸表上負債に表示するのか資本に表示するのかという問題も、長い間議論され続けてきた問題である。

こうした負債と資本の区分の問題は、関連すると考えられている問題をすべて一般化して論ずることは難しい。貸借対照表の表示の面では負債と資本の区分問題として捉えられるものであっても、本質的な問題の所在は区々なのである。したがって、本稿では、貸借対照表の貸方区分のあり方について一般的に考えたいうえで、具体的な個別問題について、おのおのの特徴を浮彫りにしつつ、ある程度類型化して論ずることとする。なお、金融監督目的の自己資本比率規制の問題は、取り上げない。

本稿の構成は次のとおりである。まず2節で、貸借対照表の貸方区分に関し、わが国および米国の会計基準ならびに国際会計基準の現状を概観し、会計基準の大まかな傾向を確認する。また3節では、企業会計理論において貸借対照表の貸方側の構造を定義する際に伝統的に援用されてきた会計主体論について概観する。そのうえで、4節において、負債と資本の区分目的からみた貸方区分のあり方について理論的な検討を行う。次いで5節では、負債と資本の区分に関する具体的な問題のいくつかを取り上げて検討を行う。最後に6節で本稿を締め括る。

2 . 日本基準、米国基準および国際会計基準の動向

議論の前提として、まず、日本基準、米国基準および国際会計基準における負債と資本の区分に関する規定の動向について概観することにする。

1 本稿において「資本」とは、主に貸借対照表の貸方側の自己資本を意味しているが、特に拠出資本に限定して用いる場合もある。本稿の全体を通じて、資本と利益という概念が考察の対象となってくるが、しばしば両者ともに多様な意味で使用されている。そこで、本稿では、主たる考察の対象を株式会社企業に限定するとともに、必要に応じて、自己資本、拠出資本、維持すべき資本、留保利益、期間利益などのそれらの内容を明確に表現するようにしたい。

(1) 日本基準

日本基準においては、「企業会計原則」において、貸借対照表の貸方は、負債の部と資本の部に区別することが要求されている（第三の二。なお、「財務諸表等規則」第12条）。また、「連結財務諸表原則」では、連結貸借対照表の貸方は、負債の部、少数株主持分、および資本の部に3区分されることとされている（第四の九の1。なお、「連結財務諸表規則」第18条）。すなわち、少数株主持分が負債と資本との中間に表示されるという意味において、連結貸借対照表上における貸借対照表の貸方の表示方法は、個別財務諸表の場合と異なっている。

その一方で、わが国においては、どのように負債と資本とを区分するかに関する包括的な会計基準は存在していないし、いわゆる概念フレームワークによって負債と資本を定義するようにもなっていない。むしろ、必要に応じて特定項目の表示問題に関する取扱いが個別に定められている状況にある。例えば、新株予約権については、一種の「仮勘定」として捉えて（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」の7の1）、その権利が行使されるか否かにつき確定的な結果が判明するまでは経過的に貸借対照表の負債の部に表示することとされている（「金融商品に係る会計基準」第六の一）。

(2) 米国基準

米国では、概念フレームワーク上、貸借対照表の貸方を負債の部と資本（株主持分）の部に2区分する考え方が採用されている。この区分は、財務会計基準審議会（FASB：Financial Accounting Standards Board）の概念フレームワーク（SFAC：Statements of Financial Accounting Concepts）に定める負債および資本の定義に依存するが、資本が資産から負債を控除した差額として定義されている（SFAC 6, par. 49）ので、負債と資本の区分は、結局は負債の定義に依存するといえる。

この2区分に対する例外としては、従来の強制償還優先株式の取扱いが挙げられる。強制償還優先株式は、株式としての法的形式を有するものの、償還に関する条項が契約に含まれるものであり、負債性を有するかどうか問題となる。米国では、従来、証券取引委員会（SEC：Securities and Exchange Commission）のレギュレーションS-X（Regulation S-X）において、強制償還優先株式は、資本の部に表示することが禁じられ（Rule 5-02.28）、さらに会計連続通牒（ASR：Accounting Series Release）第268号において、強制償還優先株式は、債務や普通株式などの株主持分とは明確に区分して表示すべきものとされてきた。このため、実務上は、一般に負債と資本の中間に表示する取扱いが行われてきた（Bloomer [1999] p. 470）。このほか、少数株主持分についても、明確な会計基準がなく、実務上の取扱いに委ねられているもとの、負債として表示する方法および資本として表示する方法のほか、負債と資本の中間に表示する方法も認められている。

また、負債と資本のいずれとして区分するのが適当かが問題となり得るものにつ

いては、個別の会計基準が設けられている。例えば、新株引受権付社債については、会計原則審議会（APB：Accounting Principles Board）の意見書（APB Opinions）第14号「転換社債および新株引受権付社債の会計処理」により、原則として新株引受権部分と社債部分とを分離し、社債部分は負債に計上する一方で、新株引受権部分は発行時点から拠出資本を構成するものとして会計処理することとされている（APB Opinion 14, par. 16）。また、株式オプションについては、APB意見書第25号「従業員に発行された株式の会計」が、その本源的価値で資本の部に計上するとともに、報酬の繰延べ分を資本の部の控除項目として表示する方法（APB Opinion 25, par. 14）を定めている一方、FASBの財務会計基準書（SFAS：Statement of Financial Accounting Standards）第123号「株式報酬の会計」は、公正価値による費用計上を推奨するとともに、付与時点における公正価値のうち権利確定までの期間に配分される部分を資本の部において表示する方法（SFAS 123, pars. 16～44）を定めており、そのいずれによることも可能とされている。

負債と資本の区分問題については、1990年に公表されたFASBの「討議資料」（FASB [1990]）により論点整理が行われていたが、その後長期間にわたって活発な審議は行われないうままであった。こうした中、1996年になって金融商品専門委員会（Financial Instruments Task Force）の意見に基づき、FASBにおける審議が実質的に再開され、2000年の公開草案（FASB [2000b]）を経て、2003年5月、FASBからSFAS第150号「負債と資本の特徴を併せ持つ金融商品の会計」が公表された。同基準書では、強制償還優先株式、資産譲渡による自己株式の買戻義務、および株式交付により決済するが、その交付株式数が変動する特定の義務（自己株式を基礎数値とするプット・オプションで株式決済されるものなど）について、これらの金融商品を負債として取り扱うことが明確化されている（SFAS 150, pars. 8～19）。

なお、SFAS第150号は、負債と資本の区分問題のうち、上述のような早急に対応が求められる具体的な問題についてのみ検討したものであり、今後、概念フレームワークにおける負債の定義の見直し（FASB [2000a]）を含めて、総合的な検討が進められる予定とされている（SFAS 150, par. B11）。

（3）国際会計基準

国際会計基準においては、米国基準と同様に、概念フレームワーク上、貸借対照表の貸方は負債と資本に2区分することとされ、資本は資産から負債を控除した残額として定義されている（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, par. 49）。

また、負債と資本の区分に関する個別具体的な問題については、2003年12月に一連の「改善プロジェクト」の成果として、いくつかの既存の国際会計基準の改訂が行われ、従来と比べれば格段に詳細な指針が定められるようになった。

まず、改訂後の国際会計基準（IAS：International Accounting Standards）第32号「金融商品：開示および表示」では、企業は、発行した金融商品またはその構成部

分を、契約内容の経済的実質ならびに金融負債、金融資産および持分性商品 (equity instruments) の定義に照らして、貸借対照表の金融負債、金融資産または持分商品に区分することとされている (IAS 32 (revised 2003), par. 15)。その結果、例えば強制償還優先株式や基礎数値の変動に応じて交付株式数が変動する新株予約権などは、米国のSFAS第150号と同様に、負債として表示することとされている (IAS 32 (revised 2003), par. 22)。また、新株引受権付社債および転換社債は、社債とそれに付随する権利を分離処理し、新株引受権部分および転換権部分は資本に表示される (IAS 32 (revised 2003), par. 25)。なお、分離処理における各部分の測定方法 (例えば、転換社債について行われる、普通社債部分と転換権部分への転換社債全体の対価の配分) についても、従来は、一方を先に測定し他方を差額として測定する方法と、両者の公正価値の比率で按分する方法が認められていたのに対して、今回の改訂により、まずは負債たる普通社債部分の公正価値を測定し、転換権部分については、転換社債全体から得た対価から普通社債の公正価値を控除することによって測定することとされた (IAS 32 (revised 2003), par. 31)。

少数株主持分については、IAS第27号「連結財務諸表および子会社に対する投資の会計処理」(2000年改訂)において、負債と資本との中間に表示することとされていた (IAS 27 (revised 2000), par. 26)。これに対して、「改善プロジェクト」の結果として2003年に再改訂されたIAS第27号では、少数株主持分は負債の定義を満たさず、概念フレームワークにおいて資本が資産から負債を控除した差額として定義されていることから、資本の部において、親会社株主持分と区別して表示されることとなった (IAS 27 (revised 2003), par. 33)。

さらに、2004年2月に公表された国際財務報告基準 (IFRS: International Financial Reporting Standards) 第2号によって、役員や従業員が提供したサービスに対する報酬としての株式オプションなどについては、資本の部に表示されることが明確にされた (IFRS 2, pars. 10, BC106 ~ 118)。

以上のように、米国基準および国際会計基準では、負債と資本の問題は主に概念フレームワークのレベルにおいて検討されており、貸借対照表の貸方側は負債と資本に明確に2区分する考え方が堅持されている。そして、この負債と資本の区分に際しては、まずは債務性の観点から負債が定義され、資本は資産から負債を控除した差額と捉える考え方が採用されている。さらに、こうして区分された資本について、その期中変動額をもって包括利益を計算・表示することが規定あるいは予定されている²。そのうえで、米国基準や国際会計基準では、概念フレームワークに記述されている財務諸表の構造を個別の会計基準において具体的に展開する作業が進められている。

2 すなわち、米国基準では、純利益を計算した後に、損益計算書の末尾、包括利益計算書または株主持分変動計算書のいずれかの財務諸表本体において包括利益を計算するものとされており、純利益と包括利益の両方の開示が要求されている (SFAS 130, pars. 14 ~ 25)。また、国際会計基準についても、現在、国際会計基準審議会 (IASB: International Accounting Standards Board) において、包括利益のみを開示する新しい財務業績の報告形式が模索されている。

3 . 会計主体論からの整理

企業会計理論において貸借対照表の貸方側の構造を定義する際には、伝統的に、会計主体論の議論が援用されてきた。会計主体論とは、会計を誰の観点から行うかという「企業観」に関する理論であり、大きくは資本主説と企業主体説に分けて議論されてきた³。

資本主説 (proprietary theory) では、企業の所有主が会計主体とされる。所有主の観点から会計の基礎概念を考えるので、資産および負債は、所有主に帰属するものと捉えられる。資本は、資産から負債を控除した差額であり、所有主の持分を表す。等式でこの関係を表現すると、次のとおりである。

$$\text{資産} - \text{負債} = \text{所有主持分}$$

一方、企業主体説 (entity theory) では、所有主から独立した経済主体である企業そのものが会計主体とされる。貸借対照表の借方側は、企業主体が所有する経済的資源を表し、貸借対照表の貸方側は、企業主体に対する利害関係者の (広義の) 持分 (equities) を表すものと捉えられる。負債と資本は、それぞれ債権者持分と所有主持分を表しており、企業主体に対する持分という意味で共通している。しかし、債権者と所有主の持分は、当該持分が表す請求権 (claims) の優先劣後関係の点で異なる立場にある。

$$\begin{aligned} \text{資産} &= \text{持分} \\ &= \text{債権者持分} + \text{所有主持分} \end{aligned}$$

さらに、資本主説のバリエーションの1つとして、残余持分説 (Staubus [1959], Staubus [1961] pp. 17 ~ 27) と呼ばれる会計主体論もある。残余持分説では、会計主体は残余持分権者と考えられ、残余持分権者の観点から財務諸表の体系を考えることが、他の利害関係者の目的にも合致するとされる。残余持分権者は、企業の最終的なリスク負担者であり、それに帰属する持分は、資産から残余持分権者に優先する請求権者の持分を控除したものと定義される⁴。すなわち、次のような算式で示される (Schroeder, Clark and Cathey [2001] pp. 447 ~ 448)。

$$\text{資産} - \text{特定持分} = \text{残余持分}$$

3 この他にも、資金理論、コマンダー (支配主) 理論、エンタープライズ理論なども主張されている。会計主体論について、詳しくは、新井 [1963]、番場 [1968]、酒井 [1992]、Schroeder, Clark and Cathey [2001] chapter 14などを参照。

4 Staubus [1959] では、残余持分権者は常に普通株主とイコールではなく、普通株主の持分が消滅した場合には、次に劣後する者 (例えば優先株主) が新たな残余持分権者となるという具合に、企業の財政状態の変化に応じて可変的な、最劣後の持分権者を意味している。

この場合、負債には含まれないと考えられる項目であっても、残余持分権者に帰属しない請求権は、資本（残余持分）を構成しないということになる。つまり、残余持分説では、資本は残余持分権者の持分を表すという意味で、資本に単なる差額としてではない積極的な意味を与えている。

このような会計主体論は、一般に、企業の法的形態の中心が個人企業から株式会社へと移行し、所有と経営の分離現象が観察されることを背景として、資本主説（残余持分説を含む広義の意味でのそれ。以下、特に断らない限り、同じ。）から企業主体説へと発展してきたものとして説明されることが多い。しかしながら、これらの2つの理論は、現代の企業観としていずれか一方を採択して他方を棄却するという二者択一の問題ではなくて、むしろ対象となっている経済主体の実態に照らしてケースバイケースで適用を考えるべき問題（Hendriksen [1982] p. 461）または現代の企業を多面的に観察するための複数の視点として考えるべき問題であるように思う⁵。このような考え方からは、利用者のニーズに応じて、資本主説と企業主体説の両者の視点から必要な情報が入手できるような財務諸表の体系や構成要素を考えていくことが現実的な対応と考えられる。

4．負債と資本の区分目的からみた貸方区分のあり方

前節までに述べたような視点を踏まえて、本節では、負債と資本の区分目的からみた貸方区分のあり方について検討することにする。

（1）負債と資本の区分目的

まず、企業会計においてそもそも負債と資本を区分する目的は何かという点について、考えてみたい。FASB [1990] pp. 65～67などによると、負債と資本を区分する目的には、一般に、請求権の優先劣後関係を表示すること、および利益計算の基礎を提供することの2つがあるといわれている。

イ．請求権の優先劣後関係の表示

負債と資本の区分目的に関する1つの見方は、貸借対照表の貸方を負債と資本とに区分することによって、企業の財政状態、特に企業に対する請求権の優先劣後関係を表現しようとするという見方であろう。負債と資本は、それぞれ借方の資産に対する請求権を意味しており、その請求権の優先劣後関係は、企業と債権者・株主

.....
5 その意味では、例えば、現在の会計制度が貸借対照表の貸方側を負債と資本に区分しているから資本主説に立脚しているとはいえないし、現代の株式会社企業を前提とすれば企業主体説に立脚してただちに負債と資本の区分を放棄すべきであるともいえないであろう。

との間において存在する契約または合意によって定められている。企業の所有主は、資本拠出により将来の不確実なキャッシュ・フローに対する請求権を有する一方で、企業活動のリスクの最終的な負担者である⁶。他方、債権者は、所有主と同様に資金提供を行うが、所有主に比べて優先的に資金を回収する請求権を有している。

このような債権者と所有主が有する企業に対する請求権について、その優先劣後の相対的な関係を貸借対照表において表示することが、一般には、財務諸表利用者（特に債権者）の情報ニーズに合致していると考えられている（Clark [1993]）。具体的には、負債比率や自己資本比率などの財務指標を用いて当該企業の相対的な安全性の程度をみるような財務分析の実務が広く行われていることを考えればよいであろう。負債と資本の区分は、このような財務分析を行うための基本的な前提となっている。

会計主体論の観点からみると、資本主説の立場からは、負債は、資本主に対して支払いが要求される義務であり、自己持分を減額するものとして、資本とは明確に区分されなければならないものである。このような視点からは、負債が消極財産と捉えられるのに対して、資本は正味財産と捉えることができる。他方、企業主体説の立場からは、負債と資本は、企業主体に対する請求権という意味で共通性を有するから、必ずしも資本主説と同様に、消極財産と正味財産という意味で明確に2つに区分される必要はなく、2つ以上の区分も考えられるし、そもそも区分せずに優先劣後の関係を相対的に表示できれば足りるという考え方も成り立つ。

ロ．利益計算の基礎の提供

もう1つの見方は、負債と資本の区分が利益の計算にとって不可欠の前提であるという見方である。すなわち、例えば、FASBの概念フレームワークなどでみられる包括利益の考え方においては、所有主からの出資および所有主に対する分配といった対所有主取引を除いた、一定期間における資本の増減が当該期間の利益と定義されており（SFAC 6, par.70）このような利益の定義を行うためには資本が画定されていることが必要条件とされる。

会計主体論の観点からみると、資本主説の立場からは、利益計算の面でも、収益および費用は、所有主に帰属するものであり、利益もまた所有主持分に帰属するものと考えられている。その意味で、利益計算のために、所有主持分が明確に他者の持分と区分されている必要があり、負債と資本との区分が利益計算の重要な前提となっている。

一方、企業主体説における利益計算には、諸説がある。実務に近い穏当な解釈では、企業主体説においても、貸借対照表の貸方区分と利益計算とを切り離し、資本

6 一般的には、債権者が株主に優先して自己の債権の弁済を受けることができるのに対して、株主は、一定の制約下で配当を受け取る請求権を有し、すべての債務を弁済した後の残余財産に対して請求権を有するのみである。

主説と同様、所有主持分に帰属する利益を計算する説が考えられる。その他、企業活動から稼得した利益は、企業それ自体の利益であり、配当宣言の段階で株主に帰属すると考える説（Husband [1954] p. 554）さらには考え方をより徹底させて、利益計算の面でも債権者と所有主とを同列において、債権者に対する利息も、費用ではなくて、所有主に対する分配（配当）と同様に利益計算後の利益処分として考える説（Paton [1922] pp. 167～170、AAA [1957]、番場 [1968]）もある。また、逆に、負債利子と配当をともに発生ベースで利益計算の過程に反映させる説（Anthony [1984] chap. 4）もあり、この説では、最終利益として、資本コスト控除後のいわゆる超過利益が計算されることになる。このように考えると、企業主体説において企業全体に帰属する利益を計算する場合であれば、特に利益計算の観点から負債と資本とを区分する必要性は乏しいと考えられる。逆にいえば、資本主説であれ企業主体説であれ、所有主持分などの特定の持分に帰属する利益を計算するためには、当該持分を他と区分することが前提となり、その最も一般的な区分形態が負債と資本の区分であると理解することができる。

以下では、「請求権の優先劣後関係の表示」および「利益計算の基礎の提供」という2つの目的の観点から、貸借対照表の貸方区分のあり方について検討することにする。

（2）請求権の優先劣後関係の表示目的からみた貸方区分のあり方

イ．貸借対照表の貸方の区分方法

貸借対照表の貸方を区分する方法には、諸説が考えられるが、一般的には、2区分説、3区分説および無区分説に大別可能と思われる（FASB [1990] pars. 182～228）。そこで、まずは議論を整理するために、貸借対照表の貸方を請求権の優先劣後の関係に基づいて区分する観点に立って、以下、それぞれの説について検討することにする。

（イ）2区分説

2区分説は、貸借対照表の貸方を主に負債と資本の2つに区分する伝統的な考え方である。前述のとおり、FASBやIASBの概念フレームワークなどでは、このような立場が採用されており、株主資本は資産から負債を控除した差額と定義され、負債と資本の区分の個別具体的な問題は、概念上の問題というよりも実務適用上の問題であると捉えられている（SFAC 6, pars. 54～59）。そこでは、負債は、株主資本との共通性よりも資産との共通性を重視する立場から、資産のマイナスという側面が強調されていると解される（川村 [2004]）。

ここまでの議論に照らして考えると、この2区分説は、無限に段階的となり得る請求権の優先劣後関係を2つの大きな区分にまとめてしまうという考え方である。そのため、負債と資本の中間的な性格を有する金融商品については、難しい問題が生ずることとなる。しばしば取り上げられる問題としては、優先株式、議決権なき

普通株式などの特種株式⁷の問題がある。これらは、通常の普通株式に比べると、議決権などの普通株式に備わるべき特定の権利が失われる一方で、配当優先権などの他の特約が付されているような株式である。そのような特約は、理論的には無限に構成することが可能であり、優先株式や普通株式といった分類の中においてもまた、さまざまに想定することができる。このような負債と資本の中間的な金融商品がスペクトルを形成している現実からみて、そのどこかに一線を画して、企業が発行するすべての金融商品を負債と資本という2つの区分に限定して明確に区分することは容易ではない。

さらに、単純な普通株主と債権者の2者の関係に限定して考えてみても、請求権の優先劣後の関係が入り組んでいる場合もある。厳密に言えば、通常の債権は利息と元本という複数のキャッシュ・フローを交換する契約によって構成されるが、そのいずれのキャッシュ・フローも必ず普通株主の請求権に優先するかというと、そうではない。普通株主であっても、債権者が債権にかかるすべてのキャッシュ・フローを受け取る以前の段階において企業から配当などの形で財産の分配を受けているからである。その点において、単純な普通株主と債権者の関係においてさえ、すでに完全な形で優先劣後の関係を示すとはいえないと思う。加えて、30年後に満期が到来する社債と1年後に償還される優先株式とを比べた場合に請求権の優先劣後の関係が複雑になるように、償還されるまでの期間の長短も考慮に入れると問題がよりいっそう複雑になってくる。このような問題が存在することを前提してもなお負債と資本を区分するかどうかが問われてくるが、Paton [1922] などでは、このような区分の困難性を理由に、両者の区分を放棄する（または重視しない）会計理論が模索されてきた。

一方、貸借対照表の貸方側において負債と資本のレバレッジを表現する必要があるという意見もある（Clark [1993]）。特に、貸方側の資本構成はいわば発行証券の束で構成されており、それぞれの証券が異なる税務上のオプションを持っているとされる。Modigliani and Miller [1958] におけるように、税金がないと仮定した場合には資本構成が企業価値に影響を及ぼさないの、貸方側の区分は不要ということもいえよう。しかし、現実には、資金調達手段の違いが企業のキャッシュ・フロー、ひいては企業価値に影響を及ぼすことが知られており、負債と資本の区別は必要であるとされる。なお、企業財務論では、残余持分権者の請求権を表す普通株式を基礎として、それ以外の資金調達手段がレバレッジを高めるものと考えられているようである。その意味では、普通株式とそれ以外の請求権という視点から貸借対照表の貸方を区分する説が支持されることが含意されている。

7 特種株式については、最近の文献では、神田・武井 [2002] が詳しい。

(ロ) 3区分説

3区分説は、上述のように負債と資本を2つに区分することが難しくなっていることを受けて、負債と資本との間に中間区分を設け、負債、中間区分、および資本の3区分とする考え方である。この考え方に属するものでも、さまざまなバリエーションが考えられる。大別すると、資本を普通株主持分に限定して中間的な項目を準負債とするアプローチ、逆に負債を債務性を有するものに限定して中間的な項目を準資本とするアプローチが考えられる（徳賀 [2003b]）。

しかしながら、上述したように理論的には請求権の優先劣後の関係は、無限に構成し得るものであるから、優先劣後の関係を表示する観点から3区分したからといって、問題が完全に解決されるわけではない。負債と中間区分、中間区分と資本の区分問題が残るし、さらには中間区分の中身が多様となり、同質性が認められなくなるという問題が生じる。また、そもそも、完全な負債や完全な資本というもののさえ考えにくく、論理的に3区分であるのか疑問も残る。そのような意味で、負債と資本の明確化（古賀 [2003]）がこれによって完全に図られるとはいえないであろう。

さらに、負債と資本を区分することによって財政状態を表示するといっても、その意味は多様であり、必ずしも同一の観点に立っているともいえないようである。例えば、米国会計学会（AAA：American Accounting Association）の財務会計基準研究委員会（Financial Accounting Standards Committee、以下「AAA委員会」という）は、支払能力の観点（solvency perspective）と企業評価の観点（valuation perspective）から、貸借対照表の貸方項目を2×2の4種類に分類し、その表示方法について検討している（AAA [2001]）。AAA委員会の見解によれば、支払能力の観点と企業評価の観点の両者から、負債または資本としての性格を有すると判断されるものをそれぞれ負債または資本の部に表示することとするが、一方の観点からは負債とされるが他方の観点からは資本とされる項目については、負債と資本との中間に表示する方法が提案されている。

(ハ) 無区分説

無区分説は、貸借対照表の貸方項目を区分することをそもそも放棄する考え方である。すでに述べたように、企業に対する請求権の優先劣後関係は、理論的には無限に段階を設定することが可能である（Paton [1922] pp. 69 ~ 70）から、貸方を優先劣後の関係を示すように配列するにとどめることとするわけである。

しかしながら、無区分説についてもやはり問題は残る。そもそも負債、資本または負債と資本の中間区分に分類して表示することは、利用者の意思決定に影響を及ぼすといわれており（Hopkins [1996]）、無区分にすることによって利用者にとって重要な情報が失われる可能性がある。また、区分がなくなることによって、配列に相対的に重要な意味が期待されることとなるから、配列の方法を明確にしなければならない。しかしながら、配列の方法もまた区分の方法と同様、明確化することが難しいのは想像に難くない。例えば、企業の清算時における請求権の優劣だけで

あればある程度明確に配列することが可能であろうが、平時（継続企業の状況）と企業の終末期とで請求権の優先劣後の順序が必ずしも一致するわけではないであろう。つまり、無区分とはいっても、厳密に考えれば、伝統的には2区分であったものが、発行する金融商品の種類数に応じて、場合によっては10区分や20区分になり得るし、企業の財政状態のいかんによって順序が異なってくるわけであるから、これらの詳細な区分を明確化することもまた困難であろう。

無区分説に立つ場合、相対的に重要性を帯びてくる問題は、留保利益の取扱いであろう。つまり、債務額や拠出資本額は、持分の帰属者が明確であるが、留保利益の帰属者が誰であるかが問題となる。現在の会計実務では、留保利益は、所有主に帰属する期間利益の累計額から配当などによる分配額を控除することによって計算される。その意味では、所有主持分を構成する。したがって、おそらく無区分説に立つ場合でも、留保利益は、残余持分権者である株主（普通株主）の持分の一部となっていると解され、留保利益と株主からの拠出資本とは一括りとされる必要がある。

ロ．貸方区分の決定要因

以上のように、企業に対する請求権の優先劣後の関係に基づいて財政状態を表示する観点からは、貸借対照表の貸方の2区分説、3区分説および無区分説のいずれが適当であるのかについて決定的な判断を下すことは難しい。そこで、以下では当面、伝統的な2区分説に基づいて貸方区分の決定要因につき検討し、具体的な問題に直面したときに3区分説や無区分説を採用する必要性が認められるか否かを個別に考えていくことにする。

（イ）負債性と資本性の判断基準

貸借対照表の貸方区分の方法としては、FASBの概念フレームワークにみられるように、負債の定義によって負債と資本の区分を決めていくという考え方が国際的な潮流となっていると考えられる。その一方で、そもそも請求権の優先劣後の関係を表示するという目的からみれば、必ずしも負債の定義からのアプローチに手段が限定されているわけではない。ごく自然に考えれば、企業が発行した金融商品（ここでは少数株主持分を除く）が負債と資本のいずれに区分されるべきかを考えるに際しては、負債性と資本性を判断する決定要因を識別して、それをそれぞれの事例に適用していくことになるだろう。このような決定要因は、無限のスペクトルを構成する発行金融商品について、いわば「負債らしさ」と「資本らしさ」を定性的に判断するための基準となり得る要因であり、例えば次のようなものが考えられる（Schroeder, Clark and Cathey [2001] pp. 307 ~ 310 ）。

満期日 満期日があれば、当該金融商品は、一般に負債としての性格を帯びると推定される。なお、株式が償還条項を有する場合もある。

資産に対する請求権 清算時における優先的な請求権を表す場合、当該金融商品は、一般に負債としての性格を帯びると推定される。なお、第1順位と最終順位以外の中間順位の取扱いをどうするかが問題となる。

利益に対する請求権 利子または配当などの分配額が固定している場合、当該金融商品は、一般に負債としての性格を帯びると推定される。特に累積条項を有する場合、負債としての性格をいっそう帯びる。

市場の評価額 市場での評価額が企業業績の影響を相対的に受けない場合、当該金融商品は、負債としての性格を帯びると推定される。ただし、負債証券の評価額も、特にデフォルト・リスクが高くなっていくほど、発行企業の業績の影響を受ける。

経営への発言力 議決権を有しない場合、当該金融商品は負債としての性格を帯びると推定される。なお、負債証券でも、一定条件を満たす場合に議決権が発生するような特約がある場合がある。

満期償還金額 満期償還金額を有する場合、当該金融商品は負債としての性格を帯びると推定される。なお、償還条項のある株式もある。

当事者の意図 安全性を志向する投資家が取得している場合、当該金融商品は負債としての性格を帯びると推定される。

優先割当権 普通株式の優先割当権を有する場合、当該金融商品は資本としての性格を帯びると推定される。

転換権 普通株式に転換することができる場合、当該金融商品は資本としての性格を帯びると推定される。

1株当たり利益の潜在的希薄化 1株当たり利益を希薄化させる可能性がある場合、当該金融商品は資本としての性格を帯びると推定される。

強制執行権 取得者が弁済の強制執行権を有する場合、当該金融商品は負債としての性格を帯びると推定される。

証券を発行する事業上の理由 リスクの高い投資の資金調達を行う目的で発行される場合には、当該金融商品は資本としての性格を帯びると推定される。

債権者と所有主間の利害の一致 普通株主およびその親族に対して発行されている場合には、当該金融商品は資本としての性格を帯びると推定される。

このような決定要因は、そのほとんどが定性的な判断を要求するものであり、イエス・ノーの問題というよりは程度の問題である。貸借対照表の貸方を構成する金融商品を請求権の優先劣後の観点から2つのグループに区分するに際しては、これらの要因からみて総合的に判断するしかない (Paton [1922] p. 83)。このように考えれば、貸借対照表の貸方の2区分は、「負債らしさ」と「資本らしさ」で区分しているというべきであり、この点を明確にするためには、「負債」と「資本」という概念的に明確に区分されていることを含意する表現ではなく、(2区分にするのであ

れば)「優先区分」と「劣後区分」(さらに3区分とするのであればその「中間区分」を設ける)などと相対的な関係であることを含意する表現の方が適切であるかもしれない。

(ロ) 債務性を分類基準とすることの問題点

このような総合的な判断が求められる負債と資本の区分の問題に対して基準設定の側で対応していくためには、上記のような判定要因を操作可能な形に加工して分類基準を定めることになろう。このような分類基準としては、理論的にはさまざまな方法が考えられるところであるが、伝統的には、債務性 (obligation) の有無が負債と資本の分類基準とされてきた。つまり、FASBの概念フレームワークなどにみられるように、債務性を有する請求権をまずは負債に区分し、それ以外は資本とされてきており、この分類の問題は負債の定義の問題に含められてきた⁸。しかしながら、前述のように、負債と資本とを区分する目的が請求権の優先劣後の関係を表現することにおかれているとすれば、債務性の有無に関する判断は、請求権の優先劣後の関係の (主要なものであることは間違いがないが) 1つの判定基準にすぎない⁹。形式的に債務とされなくとも優先的な請求権を表す場合には当該請求権は「優先区分」に表示されるべきであるし、形式的には債務に該当するものであっても劣後的な請求権を表す場合には当該請求権は「劣後区分」に表示されるべきであろう¹⁰。債務性の判断だけで負債と資本を区分することによって、目的とする優先劣後の関係を適切に表示できないのでは、議論が本末転倒になってしまう。

この点について、具体的に確認するために、最近米国基準において明示的に取り上げられることとなった、株価を基礎数値とする売建てのコール・オプションと売

8 また、前述のとおり、負債と資本の区分の問題は、概念上の問題ではなく、実務適用上の問題であると述べられている (FASB [1976] pars. 192~193; SFAC 6, pars. 54~59)。

9 負債の定義は、負債と資本との区別の問題だけに関係するものではなく、発生の可能性が高くない債務の認識・未認識の問題などの局面においても作用してくる (川村 [2003] pp. 40~55)。もっとも、負債の定義が強調されるのは、「期間利益の非歪曲」や「収益費用対応」という概念の「過剰投与 (overdose)」（Storey and Storey [1998] p. 62）により将来発生費用が負債として拡張認識されることに対する歯止めとしての役割が期待されているからであるが (徳賀 [2003a] pp. 1~3)、そうした役割を果たすだけなら、特定の請求権者に対する請求権の存在を確認すればよく、必ずしも債権者に対する債務の存在を確認しなければならないわけではない。まして認識・未認識の問題に対する解決の手段である負債の定義が、負債と資本の区別の問題に直接的に援用され、包括利益の内容を実質的に定義する必然性はないと思われる。つまり、負債の定義が広範かつ多様な会計問題に対して一律に適用されているところに問題の所在があり、それほど普遍性を備えたツールであるのか、改めて検討する余地があるように思われる。また、財務諸表の構成要素の定義に際して、資産の概念的優位性 (conceptual primacy) と負債の概念的優位性とが同等であるかについても、検討の余地がある。というのも、負債は、将来における資産の犠牲として定義されており、資産の定義に連動する面があるからである (Storey and Storey [1998] pp. 78~80)。

10 こうした問題は、法的形式ではなく経済の実質を優先する「実質優先主義 (substance over form)」の問題と位置づけられている (SFAC 6, par. 59)。こうした考え方が主張されること自体が、債務性のみが負債と資本の区分の決定要因でないことの証左でもあろう。

建てのプット・オプションについて考えてみたい¹¹。問題の所在を明確にするために、それぞれのオプションの決済方法は、発行会社の株式による現物決済とする。すなわち、コール・オプションの場合には、権利行使に伴い、オプション発行会社がオプション所有者に対して自らの株式を交付する。逆に、プット・オプションの場合には、オプション発行会社がオプション所有者に対して、オプション所有者に発生した利益に相当する数の自社株式を交付するものとする。

米国では、発行会社の株式を対象とする売建てのコール・オプションは、すでに述べたように、資本として分類されてきた。主たる理由は、上記の債務性という負債の定義を満たしていない点に求められてきた。つまり、このオプションは、将来、現金により決済されるのではなく、自社株式を交付することによって決済されるので、発行会社は債務を負担していないとされてきた。もちろん自社株式を交付するという意味での債務は負担しているが、その履行は発行会社にとって経済的資源の犠牲を伴う行為ではないので、負債には該当しないとされる¹²。

これに対し、売建てのプット・オプションの場合、権利行使価格よりも株価が下落した場合にオプション所有者が権利を行使し、権利行使価格と株価との差額に相当する金額の支払いを受け、一方、発行会社は同額の支払いを行うことになる。この差金の支払いに際して、発行会社が差金に相当する数の自社株式を交付する場合に、コール・オプションと同じような意味で債務を負担していないといえるのが問題となる。プット・オプションの場合、オプションの所有者は、株価の下落によって利益を得るので、一般の株主とは利害が相反する関係にある¹³。また、交付する株式数は、差金決済額（権利行使価格と株価との差額）を株価で除した数となるので、権利行使時に交付する株式数が決まっているコール・オプションの場合とは株式数の決定方法が異なっている。このため、売建てのプット・オプションについては、単純に自社株式を交付するだけだから債務性を有していないとは判断できないのであって、むしろ、差金相当額を支払うという債務に着目して、貸借対照表において負債として分類されるべきとされている（SFAS 150, par. 12(c)）¹⁴。

このような売建てのコール・オプションとプット・オプションの貸借対照表上の分類については、前述したような請求権の優先劣後関係を表示するという観点からも、同様に整理できる。すなわち、コール・オプションの所有者の請求権は、発行

11 自社株式を対象とする売建てのコール・オプションとプット・オプションの問題については、今福・田中 [2001] において、デル・コンピュータ社の事例を通じて考察されている。

12 弥永 [2003] pp. 125 ~ 134では、新株予約権は法律上の債務であるが、経済的出捐を要しないことから、時価評価の対象であるデリバティブ負債には当たらないと説明されている。

13 もちろん、コール・オプションの場合も、権利行使によって既存株主の1株当たりの価値に希薄化が生じるので、既存株主とオプション所有者との利害が完全に一致するわけではない。しかし、希薄化によって喪失される価値は、株価の上昇によって得られた利益の一部を相殺するにすぎない。

14 なお、SFAC第6号に規定されている負債の定義については、その見直しが2000年10月の改訂公開草案公表後の懸案となっており、SFAS第150号で取り上げられたもの以外の金融商品に関する負債と資本の区分問題を明確にした後に、負債の定義の見直しを行うこととされている（SFAS 150, par. 6）。

会社の財政状態が悪化した場合には、通常は株価が権利行使価格を下回ってしまうであろうし、仮に権利行使できる水準にあっても、株式の交付を受けたところで既存株主と同じ劣後的な地位におかれる。一方、プット・オプションの所有者の請求権は、株価が下落した場合でも、差金決済額に相当する価値を有する株式の交付を受けるので、既存株主ではなく、通常の債権者と同じような優先的な地位におかれていると考えられる。その意味では、コール・オプションが「劣後区分」に区分され、逆にプット・オプションは「優先区分」に区分されることになる。

このように、限られた例を用いての考察ではあるが、(少なくともSFAS第150号の公表後は)債務性の有無を実質優先主義に基づいて判断することによって負債と資本とを区分する伝統的な考え方は、本稿で述べた請求権の優先劣後の程度によって「優先区分」と「劣後区分」とに区分する考え方と対立するものではなく、むしろ前者の考え方は後者の考え方を具体的に基準化したものと解釈できるのではないかと思われる。

もっとも、債務性の有無で負債と資本とを区分する考え方は、もともと柔軟性に乏しいという問題点を有している。前述した30年後に返済期限の到来する債務と1年後に償還期限の到来する償還株式といった、債務性以外の要因の相対的な関係を負債と資本の区分によって表現することは難しい。また、企業の財政状態のいかんによって請求権の優先劣後の関係に影響が及ぶ場合があるが、このような状況に依存して可変的な優先劣後の関係を債務性の有無だけに依拠して描写できるかという問題もある。例えば、償還優先株式について考えると、配当に関して普通株式に対して優先的な取扱いを受けるが、清算時の残余財産分配に関しては普通株式と同等の順位となるタイプの場合、優先劣後の関係が企業の財政状態によって変化してしまう。このような場合、平時または清算時のいずれかにおける一面的な優先順位をもとに債務性を判断し、平時および清算時のいずれかにかかわらず確定的に負債または資本に分類することが適切かという疑問が生ずる。むしろ、継続企業の状態における決算貸借対照表上の負債と資本の区分と清算時における清算貸借対照表上の負債と資本の区分が異なってよいという考え方もあり得ると思う(Hendriksen [1982] p. 457)。上述の償還優先株式の場合、平時の決算貸借対照表上は負債として区分するが、清算貸借対照表(または財政状態が悪化してきた場合の決算貸借対照表)上は資本として区分するなどの対応も可能であろう。

(3) 利益計算の目的からみた貸方区分のあり方

(2)で述べたように、請求権の優先劣後の関係を表示するという目的からは、2区分説、3区分説または無区分説のいずれが適当であるかは決まらない。そこで、貸借対照表の貸方区分のもう1つの視点である利益計算の観点からみた場合に、どのような区分方法が考えられるかについて検討することとしよう。なお、すでに述べたように、会計主体論の観点からは複数の利益計算の枠組みが想定されるが、ここでは所有主に帰属する利益の計算を前提として考えることとする。その理由は、債

権者に劣後してのみ請求権を有する所有主にとっての利益が、当該企業に投資するか否かの意思決定のために最も目的適合的な情報であると考えられるからである。この点、近年の研究によって、こうした伝統的な株主帰属利益が企業価値の推定にとって役立っていることが支持されている¹⁵。

さて第1に、負債と資本のいずれに区分されるかによって、利益計算上の調達コストの取扱いが異なってくる。すなわち、負債に区分される調達源の調達コスト（負債利子）は利益計算の過程において発生主義に基づき費用として控除されるのに対して、資本に区分される調達源の調達コスト（配当）は利益計算の結果を受けて利益処分項目として処理される。そこで例えば、優先株式にかかる配当の扱いなどが問題となってくる。優先株式を負債として表示すれば、それにかかる配当（優先配当）は負債利子と同様に利益計算の過程において発生ベースで費用として計上されるのに対して、優先株式を資本とする場合には、優先配当は普通配当と同様に利益処分の承認時（または配当宣言時）に利益処分（対株主取引）項目として認識される。

どのような調達コストが利益計算の過程で費用として最終的な利益から控除されるかは、利益の最終的な帰属主（recipients）としてどの請求権者を想定するかに依存しており、当該利益は当該帰属主にとっての残余利益を表している。上述の優先配当の例でみると、普通株主のみを利益の帰属主と考えるのであれば、優先配当は利益計算の過程で費用として控除される。普通株主と優先株主を利益の帰属主と考えるのであれば、普通配当と優先配当はともに利益処分項目として扱われる。さらに、利益の帰属主として債権者と株主の両方を考えるのであれば、負債利子と配当は同列に扱われることとなり、これらの資本コストを控除する前の「企業活動からの利益」を計算することが利益計算の目的ということになる。そして、資本コストはすべて利益処分項目として取り扱われることになると考えられる。このような観点からは、利益の帰属主として誰を想定するかにかかわらず、利益の帰属主が有する持分を他の持分と区分して表示することが、貸借対照表の貸方区分のあり方としては適当ということになる¹⁶。

第2に、負債と資本は、貸借対照表上の評価、ひいては評価差額や決済差額の利益計算への影響の面で明確な相違がある。すなわち、資金調達を目的とする負債の

15 この問題は、企業全体に帰属するフリー・キャッシュ・フローと株主に帰属する会計利益との対比の形で論じられてきた問題でもある。Palepu, Bernard and Healy [1997] chaps. 6~7などを参照されたい。

16 債務、優先株式、普通株式などの関係が消極財産と正味財産といった意味で明確に区分される関係にはなく、むしろ相対的な優先劣後の関係にあるということ考えると、優先劣後の関係を利益計算に反映させて、利益を多段階的に表示する方法も考えられる。すなわち、まずは、営業利益から通常の負債利子を控除して、優先株主および普通株主に帰属する利益を計算し、そのうえで優先株式に対する配当を控除して、普通株主に帰属する利益を最終利益として計算するなどの方法が考えられる。この場合でも、貸借対照表の貸方の区分は一意には決まらないが、少なくとも、最終利益たる普通株主帰属利益を計算するための基礎となる普通株主の持分とそれ以外の請求権者の持分とを区分することは、自然であるということになる。

評価は、伝統的には債務額（または償却原価）による方法が基本とされている¹⁷が、そのほかにも、トレーディング目的の負債（デリバティブなど）は時価で評価するものとされ、引当金などは原価累積額（費用配分額）¹⁸で評価されている。こうした負債の認識・測定・認識終了に関連して、評価差額や決済差額が損益として計上され、利益計算に影響を及ぼしている。

他方、資本は、当初の拠出資本と回収余剰たる留保利益によって間接的に評価されている。拠出資本の評価は、伝統的な名目資本維持概念のもとでは、拠出当初の名目額によっている。留保利益は、維持すべき資本の名目額を超えた回収余剰であり、利益計算の結果として決まってくるものである。すなわち、資本の評価は、拠出資本と企業活動の全体から生じた利益の留保額の合計として評価され、資本それ自体を直接に評価の対象とはしていない。例えば、資本を株式の時価で評価したりはしないし、株式の時価が変動しても、（資本の減少や利益の資本組入れなどの法的手続きを行わない限り）拠出資本の額はそのまま維持され、留保利益の額にも直接に影響を及ぼすものではない。また、資本の拠出と分配からも利益は生じないし、自己株式の売買も同様に利益に影響を及ぼさない。特に、拠出資本は、資本の拠出時点においてその額が確定している（つまり評価の対象とならない）点については留意すべきであろう。自社の発行する株式については、企業活動の成果による不確実な将来のキャッシュ・フローを見越した現在価値によって企業自身が評価するようなことは、しないのである。借入金などの負債も債務額で評価すれば利益に影響しないようにみえるが、発行価額と債務額が異なれば差額の償却が行われるし、債務免除があれば利益に振り替えられる。拠出資本の場合、（特に現在の商法を前提とすれば）株式の消却があっても、拠出資本の額は（別途に減資の手続きをしない限り）そのまま維持され、利益に計上されたりはしない。

このように考えると、利益計算の観点からは、請求権者から資金の提供を受けた時点で拠出資本として永久に利益計算とは隔絶される部分をそれ以外の部分と切り離す必要性が認められる。この目的のために負債と資本の区分が資するといのであれば、利益計算を行う限りにおいては、少なくとも無区分説によることはできず、拠出資本とその果実たる留保利益は、利益計算に反映される他の請求権部分から区別する必要性が認められよう。

以上のように、利益計算の観点からみた場合、負債と資本の区分の問題は、企業が発行する金融商品の取得者が残余持分権者たる普通株主と同等の立場であるか否かに帰着すると思われる。請求権の優先劣後の関係を表現するという観点からみれば、伝統的な2区分説によっておおよそのグルーピングを行うか、あるいは無区分

17 「金融商品に係る会計基準」（第三の五）、IAS第39号（revised 2003）par. 47などを参照。

18 費用配分を伴って負債（引当金）を計上する場合を指しているが、最近では、費用配分からアプローチせずに、負債の公正価値を直接に測定して、これを貸借対照表に計上する考え方が生まれてきている。典型的には、固定資産の解体撤去などにかかる閉鎖負債の問題が挙げられる（詳しくは、鈴木・古市・森 [2004] を参照）。

説によって配列のみで表現する方法などが無理のない方法であると思われる。しかしながら、利益計算の観点からは、企業が営む事業のリスクを最終的に負担する残余持分権者の持分をその他の貸方項目と区分して一線を画しておくことに、意味があるものと考えられる¹⁹。

そして、このような利益計算の観点から貸借対照表の貸方を区分する考え方は、すでに述べた会計主体論における残余持分説と整合するものである。残余持分権者は、企業の最終的なリスク負担者であり、残余持分権者に帰属する持分は、資産からそれに優先する請求権者の持分を控除したものと定義される。さらに、利益は、残余持分の期中変動（残余持分権者との取引から生ずる増減を除く）と定義され、他の優先的持分権者に帰属する持分変動に劣後するいわゆる残余利益としての意味を持つ。その結果、前述したような請求権の優先劣後関係を表示する観点から優先区分と劣後区分に区分する考え方に立てば、さらに画定すべき線が1本加わることにより、第3区分（劣後区分には含まれるが残余持分ではない項目）の必要性が生ずる場合があることになる。

(4) 小括

以上のように、貸借対照表の貸方区分は、請求権の優先劣後関係の表示と利益計算の基礎の提供という2つの観点から行われてきており、この両者の観点を生かしながら貸方区分のあり方を考えると、次のような2つのアプローチを現実的な選択肢として考えることができよう。

すなわち、第1に、請求権の優先劣後関係を表示する観点から2区分説に立ち、貸借対照表の貸方を優先区分と劣後区分に区分し、さらに残余利益計算の基礎を画定する観点から、劣後区分の中で残余持分をさらに区分するアプローチ（結果的に、「優先区分」、「劣後区分・非残余持分」および「残余持分」という3区分に結びつく）が考えられる。第2に、請求権の優先劣後関係を表示する観点からは無区分説に立ち、そのうえで残余利益計算の基礎を画定する観点から残余持分を他の請求権の所在が判別し得る特定持分から区別するアプローチ（結果的に、「非残余持分（優先順位によって配列する）」と「残余持分」という2区分に結びつく）が考えられる²⁰。

さらにそれぞれのアプローチを敷衍すれば、第1のアプローチは、いわゆる「中間区分」(mezzanine) を設ける考え方と整合する。また、第2のアプローチでは、

19 もっとも、残余持分権者の範囲をどのように定めるかが問題として残っている。ここでは、ほぼ普通株主に限定して考えているが、さらに普通株式の中でも、権利内容が異なる複数種類の普通株式が発行されるような場合が問題となる。

20 負債、中間区分および資本に区分する3区分説は、請求権の優先劣後関係を表示する観点から区分される「資本」と利益計算の観点から区分される「残余持分」が同じであれば、ここでいう第1の考え方と同じになる。しかし、同じとすべき根拠に乏しいし、同じでない場合にはさらに第4の区分を設ける必要が生じかねないという問題もある。

負債の定義を再考する余地が生ずると思われる。すなわち、負債を債務性の有無で定義するのではなく、残余持分権者以外の特定の請求権者の持分として識別可能な特定持分（非残余持分）を負債として定義すれば、負債の定義によって負債と資本の区分を行う考え方を維持しながら、残余持分たる資本の変動をもって残余利益を計算することができる²¹。これによれば、複雑な問題の多くを単純化することができる。

5．具体的な貸方区分問題

前節までにおいて、負債と資本の区分に関する一般的な考察を行ってきた。本節では、負債と資本の区分に関連する具体的な問題を検討する。冒頭で述べたように、負債と資本の区分の問題は、表面的には共通していても、本質的なところではそれぞれ別の問題と関係している。したがって、すべての具体的な問題を解決できるような一般化は困難であり、総論的に区分の原則を定めたとしても、各論についての解答が直ちに得られるものではない。以下では、前節までの一般的考察を踏まえつつ、いくつかの具体的な問題について検討することによって、負債と資本の区分問題の諸相を明らかにしていきたい。

(1) 金融商品の複雑化に伴う問題

負債と資本の区分をめぐる各論的問題のうち、多くは、金融商品の複雑化に起因している。その影響は、（債権者に代表される）優先的請求権者と（普通株主に代表される）劣後的請求権者間の請求権の共時的な優先劣後関係をどのように表現するかという問題、将来的に普通株主になる可能性のある権利について暫定的にどのような区分表示を行うかという問題、さらにある金融商品に含まれる各種の特約（デリバティブ的要素）の分離処理の問題などにみることができる。以下では、それぞれの問題の代表例である、優先株式、株式オプション、および複合金融商品に分けて、検討することにする。

イ．優先株式

優先株式についても、株式の償還を強制的に行う強制償還条項付優先株式（当初から償還することが定められている場合、発行会社の側のオプションで償還される場合などがある）、普通株式への強制転換条項が付された強制転換条項付優先株式など、さまざまなケースが考えられる。まず、発行会社側が償還または転換につ

21 Staubus [1961] p. 19では、特定持分（specific equities）を負債（liabilities）と定義し得る余地が示されている。

いてオプションを有するケースでは、オプション部分を優先株式の本体から分離して資産に計上する会計処理が考えられる²²。この処理は、新株予約権付社債の分離処理と似ているが、オプションを買い建てている点で異なっている。分離処理をすれば、オプションと切り離して、優先株式本体についての会計処理を考えることができる。

優先株式そのものの会計処理については、すでに述べたように、その権利内容はさまざまに決定することが可能であるから、基本的には請求権の優先劣後の関係の決定要因からみて相対的に判断するしかないと思われる²³。ただし、劣後区分に分類されるものであっても、残余利益計算の観点から残余持分と優先株式とは一線を画す必要がある。利益に対して優先株主が普通株主よりも優先的な地位にあるとすると、残余利益が計算される場合、優先株主にとって自己に帰属する利潤が確保されていたことが確認できる。その意味では、優先株主を残余持分権者に含めて残余持分を広義に解してしまうと、帰属するキャッシュ・フローが異なる持分権者に帰属する利益が一括して計算されることとなり、利益の有用性が損なわれる可能性が高い。さらに、残余持分を劣後区分と同一視することとなると、請求権の優劣の判定によって、残余利益計算の内容が決まってしまうことになる²⁴。請求権の優劣関係の表示と残余利益計算という2つの観点は、同一視しない方がよいと思われる。いいかえれば、優先株式にかかる調達コスト（優先配当）は、優先株式を劣後区分に表示するか優先区分に表示するかにかかわらず、残余利益計算の過程においては費用として処理することが適当であろう。

なお、優先株式のような負債性と資本性の中間的な性格を有する金融商品については、その請求権の内容を貸借対照表の区分のみで完全に表現することは不可能であるので、注記などによって契約内容を詳しく補足開示することが不可欠になると思われる。

ロ．株式オプション

かねてより株式オプションについては、債務性の有無（負債の定義）の観点から負債と資本の区分の問題を考えるアプローチがとられてきた。米国基準や国際会計基準のように、株式オプションに債務性がないことを理由に資本とする場合は、交

22 強制償還条項付優先株式の分離処理について、FASB [1990] pars. 381～390を参照。また、国際会計基準でも、資産要素の分離が明示されており（IAS 32 (revised 2003) par. 15）、このような処理が含意されていると思われる。

23 これに対して、強制償還条項または強制転換条項が付されている優先株式について一体処理を行う場合には、最終的に債務となるか、持分となるかがわからないという意味で、例えば、かつて米国の実務で行われてきたような「暫定的持分」(temporal equity)を劣後区分と優先区分との中間に示さざるを得ないと思われる。

24 このような問題は、FASBやIASBの概念フレームワークにおいても観察することができる。つまり、債務性の有無を基準に負債が定義され、それによって資本が定義され、さらに包括利益が定義される関係にあるので、結局は債務性の有無という請求権の性格を表示する観点からの要因によって利益計算の内容が定義されることになってしまっている。

付時点において計上した人件費に見合う貸方項目について、確定した拠出資本を構成するものと考えられることになる（SFAS 123, par. 30、IFRS 2, par. 10）。したがって、その後は権利放棄されても権利行使されても、当該オプションの金額は拠出資本のまま維持される²⁵。交付時点において出資がなされたものと考えられ、出資の成果は、（株価が無関係であると同様に）個別の株式オプションの時価変動によって測定するものではなく、他の株式による出資の部分と一括して、利益計算を通じて留保利益に反映される。

逆に、負債とする場合、その会計処理方法は、資本とする場合に比べて選択の幅が広がってくる²⁶。極端には、株式オプションを他のデリバティブと同様に考え、時価評価の対象とするという考え方もあろう。また、権利行使の有無が確定するまで当初の金額で据え置き、権利行使がなければ利益に戻し入れ、逆に権利行使があれば拠出資本に振り替える方法、権利確定日において確定的に拠出資本に振り替える方法²⁷、さらには、負債に計上した株式オプションの価値を（債務保証売建オプションの一種と同様²⁸）権利行使期間満了日までの期間にわたり利益に振り替える方法²⁹などが考えられる。

こうした議論は、上述した契約内容から総合的に優先区分と劣後区分に区分するアプローチと大きく異なるものではない。すなわち、まず請求権の優先劣後という観点からみると、株式オプションは、厳密には個別の契約内容によるが、相対的に劣後区分に分類される可能性が高いと思われる。しかしながら、その問題と利益計算目的上の残余持分を構成するかどうかは別の問題として理解し、劣後区分に分類される場合であっても、残余持分を構成しない項目として表示することが適当であろう³⁰。それによって、暫定的な性格を有する株式オプションを確定的な拠出資本として取り扱う事態は避けられるということになる。

八．複合金融商品

金融商品の複雑化に起因する負債と資本の区分の問題の一環として、2以上の構成要素からなる複合金融商品の問題を指摘することができる。典型的には、従来の

25 なお、権利行使日以前に失効した場合には、米国基準および国際会計基準では、拠出資本を減額するとともに、同額を累積的損益修正としてその期の報酬費用に含めて処理することとされている（SFAS 123, par. 29、IFRS 2, pars. 19～21）。また、名越 [2003] では、社債とともに発行された新株予約権と報酬として無償発行された新株予約権とで、利益への戻し入れについて異なる取扱いが主張されている。

26 特に、株式オプションの最終的な顛末（権利行使・不行使）に基づいて暫定的な会計処理を事後的に修正する必要があるといわれている（斎藤 [2003, 2004]）。

27 この方法については、斎藤 [2003] において検討が加えられている。

28 FASB解釈指針（Interpretation）第45号par. 12を参照。債務保証（売建オプション）を負債から収益に期間配分する方法が例示されている。

29 この方法のもとでも、権利行使があった場合には、当初の負債計上額を復活させ、改めて拠出資本に振り替える方法などが考えられる。

30 確定した株主持分と区別して条件付持分（contingent equity financing）を表示する考え方については、例えば、Melcher [1973] pp. 123～127を参照。

転換社債を含む新株予約権付社債の問題であり、この他にも、強制償還条項付普通株式 (callable common stock) や償還権付普通株式 (puttable common stock) の問題などがある。

新株予約権付社債などの負債性と資本性の両者の性格を有する複合金融商品の会計処理については、いわゆる一体処理と分離処理とが考えられてきた。一体処理は、当該複合金融商品の全体としての性格を判定して、負債または資本のいずれかに帰属させる方法である。他方、分離処理は、複合金融商品を複数の構成要素に分解して純化し、負債性を有する構成要素を負債の部に表示し、資本性を有する構成要素を資本の部に表示する方法である。例えば、国際会計基準では、負債性と資本性の両者の性格を有する金融商品について、資本性を有する構成要素と資産性 (オプションなどの権利) を有する構成要素が含まれている複合金融商品とともに、明示的に分離処理の対象としている (IAS 32 (revised 2003) par. 15)³¹。

しかしながら、そもそも複合金融商品とは何であって、さらにどの複合金融商品が分離処理の対象となるかは、それほど明確ではない。単純な固定金利の普通社債や借入金などであっても、変動金利債務に、変動金利受取り・固定金利支払いの金利スワップを加え、さらに発行会社自身の信用リスクを基礎数値とする買建てのクレジット・オプションを加えた金融商品と構成できる (Barth, Landsman and Rendleman [1998, 2000]) し、元本と利息を分離した2種類のストリップ債 (割引債) を組み合わせた金融商品とみることもできる。また、すでに述べた優先株式も、普通株式に内在する権利の一部を放棄し、負債性を有する権利を新たに付与された金融商品と考えることができ、放棄した権利と付与された権利とを分離したり一体化したりするような見方も理論的には可能である。その意味では、発行する金融商品をどこまで細分化するか、あるいは、どのような構成要素をベースにどのように細分化するかが一意には決まてこないという問題がある³²。

また、複数の負債性を有する構成要素からなる複合金融商品、負債性を有する構成要素と資産性を有する構成要素からなる複合金融商品などの場合には、同じ複合金融商品でも一体処理が行われるのが通常であろう。その意味では、すべての複合金融商品について分離処理が行われているわけではないので、分離処理の対象に関するルールもそれほど明確ではないように思う。

この点につき、FASB [1990] chap. 1は、複合金融商品を複数の構成要素に分解する「基本的構成要素アプローチ」(fundamental component approach) を示し、分解の単位となる定型的な金融商品を基本的構成要素として定義し、分解の方法を定型化しようと試みている。基本的構成要素アプローチは、負債性と資本性の両方の性格を有する複合金融商品に対しては、一定の貢献をすることが期待されるが、基

31 わが国の「金融商品に係る会計基準」でも同様に複合金融商品の問題を取り扱っているが、資本性を有する構成要素 (新株予約権) については負債の部に表示するものとされている。

32 宮田 [2004] では、金融資産の譲渡取引において、同様の問題が生ずることが指摘されている。

本的構成要素に区分された後の各要素が負債と資本のいずれに分類されるかという問題に対しては解答を与えるものではない。例えば、新株予約権付社債から新株予約権（株式オプション）を分離し、それが基本的構成要素に該当するとしても、基本的構成要素アプローチは、負債または資本のいずれかに分類されるかについて答えを導出するものではない。

また、基本的構成要素アプローチは、分離型の複合金融商品に対して最も適合する考え方と思われるが、非分離型の複合金融商品で負債から資本へと性格を転換する可能性があるもの（代用払込みが強制される新株予約権付社債など）については、次に述べるような問題が提起されている。すなわち、代用払込みが強制される新株予約権付社債（非分離型の転換社債）について、基本的構成要素アプローチでは、新株予約権付社債の発行時点において普通社債と新株予約権の2つの部分に区分され、米国基準や国際会計基準を前提とすると、普通社債は負債に、新株予約権は資本にそれぞれ分類される。ここで、新株予約権は、発行時点における時価³³で計上されることとなるが、この時価が資本の価値を表しているかが問題とされる。例えば、株価が転換価格を大きく上回っているディープ・イン・ザ・マネーの状態では権利行使期間が短いような場合、普通株式に転換される確率が極めて高いので、新株予約権の時価相当の部分だけではなく、この新株予約権付社債の発行対価の大部分がむしろ資本としての性格を有しているのではないかという疑問が生ずる。

このような点を考慮して、代用払込みが強制される新株予約権付社債については、第1に、発行時点において分離処理せずに、アウト・オブ・ザ・マネーの状態ではその全体を負債として表示するが、イン・ザ・マネーの状態になったときには資本に振り替えて表示するといった方法が提案されていた³⁴。また第2に、新株予約権付社債の暫定的な性格を表現するために、条件付持分という負債と資本の中間区分を設け、新株予約権を行使するかどうかを判明するまで当該区分に表示するという考え方もある（Melcher [1973] pp. 123 ~ 127）。

さらに第3の考え方としては、発行時点において、将来に負債としてのキャッシュ・フロー（権利行使をしないで社債として弁済する元利金）が生ずるのか資本としてのキャッシュ・フロー（新株予約権の行使に伴って交付される株式の価値）が生ずるのかを確率的に見積もって、当該金融商品の価値を見積もり、負債としてのキャッシュ・フローに起因する部分を負債とし、資本としてのキャッシュ・フローに起因する部分を資本とするような考え方もあろう。すでに取り上げたAAA [2001]においてもこのような考え方が示されており、オプション評価モデルを想定して、権利行使される場合と権利行使されない場合の確率で加重平均して新株予

33 厳密には、新株予約権付社債の発行対価を普通社債の時価と新株予約権の時価の比で按分して得られた新株予約権に帰属する金額（米国基準 APB 14, par. 16）または新株予約権付社債の発行対価から普通社債の時価を差し引いた残額（国際会計基準 IAS 32 (revised 2003), par. 31）となる。

34 Melcher [1973] pp. 125 ~ 126などの議論を参照。

約権付社債の価値を計算し、権利行使されない場合の価値を負債とし、権利行使される場合の価値を資本とする提案が行われている。

しかしながら、第1の考え方は、イン・ザ・マネーの状態にあっても新株予約権付社債の持つ債務性がまったく失われるわけではなく、また法律的に株式に転換しているわけではないので、新株予約権の行使前に資本へ振り替えることには難点があるという問題がある³⁵。第2の考え方に対しても、普通社債に軽微な価値を有する新株予約権を付しただけで、負債としての表示を免れるという問題を指摘できよう。また、一体処理についていわれている、新株予約権付与のコストが利益計算に反映されないという問題がこの考え方にもそのまま当てはまってくる。さらに第3の考え方については、権利行使により株式に転換されるだろうという将来の見込みに基づいて負債と資本への発行対価の配分を行うことになるが、そもそも事実として確認できない事象を（価値の測定のみならず）負債と資本の区分表示に反映してよいかという問題があろう。さらに、この考え方は、株価の動勢に応じて、新株予約権付社債を継続的に再評価したり、負債・資本間の振替を継続的に行うという、伝統的な会計処理とはかけ離れた会計処理へと発展する素地を持っている。

以上のように、「基本的構成要素アプローチ」による分離処理に対する代替案は、いずれもそれぞれ重大な問題を内包していると思われる。その意味では、非分離型の複合金融商品で負債から資本へと性格を転換する可能性のあるものについても、消去法的ではあるが、「基本的構成要素アプローチ」によって複合金融商品を基本的構成要素に還元する会計処理が、一定の合理性を有しているとみることができるものと思われる³⁶。もちろん、分離処理をするといっても、貸借対照表上は新株予約権の評価額は発行時点での価値で固定されてしまうので、その後の状況変化（負債が資本に振り替えられる可能性の変化を含む）については注記などの方法で財務諸表本体の情報を補完していく必要があると思われる。

（2）少数株主持分

少数株主持分を負債と資本のいずれに表示すべきかという問題は、古くから繰り返し議論されてきた問題である。この問題は、すでに論じたような金融商品の複雑さに起因する問題とは異なり、会計エンティティの問題であり、伝統的には、主として会計主体論の延長である連結主体論の観点から論じられてきた（佐藤 [2003]）³⁷。

35 例えば、法的に免責されない限り、負債の認識終了を認めない現行の金融商品会計の考え方との整合性などが問われることとなる。

36 なお、実証的な観点から分離処理の優位性を論じたものとして、Kimmel and Warfield [1995] がある。

37 これとは別に、少数株主持分に相当する資産、負債および持分を表示しない、比例連結の考え方もあるが、この考え方では少数株主持分の表示問題は生じないことになる。しかし、100%所有子会社でなくとも、支配関係が存在すれば子会社の資産と負債は、その全部が連結貸借対照表に記載されるべきであるとする全部連結の考え方が一般的には採用されており、本稿でも、以下、この全部連結の考え方を前提に議論することとする。

まず、親会社説では、連結企業主体は親会社株主と捉えられる。少数株主は、親会社株主とは異なる外部者であり、その持分は資本を構成しない。したがって、少数株主持分は、負債または負債と資本の中間に表示されるとされる。

他方、経済的単一体説では、連結企業主体は親会社と子会社によって構成される経済的単一体であるとみる。親会社の株主も子会社の少数株主も連結企業主体に請求権を有するという意味で同等であり、親会社持分も少数株主持分も同等に取り扱われることになる。したがって、親会社持分が資本であるならば少数株主持分も資本であるとされる (Moonitz [1951] pp. 76~78)³⁸。FASBの概念フレームワークにおいても、負債を債務性を有するものに限定する立場から、債務性を有さない少数株主持分は資本の部に含める立場がとられている (SFAC 6, par. 254)。

連結主体論は、会計主体論と同様、すべての企業集団を親会社または経済的単一体の観点から統一的にみるべき問題というよりも、むしろ親会社説と経済的単一体説のいずれをとるかは、それぞれの連結企業集団に固有の事情を勘案して判断すべき問題のように思われる。このように考えると、少数株主持分については、その実態を識別する要件を定め、負債と資本の中間に表示するか資本の部に表示するかを判断させるのが適当であると考えられる。少数株主が当該子会社の事業リスクのみを負担している場合には、外部持分を形成していると考えべきであり、逆に、企業集団全体において親会社株主と同じ事業リスクを少数株主が負担しているような場合には、連結上の自己資本を構成していると考えるのが妥当であろう。

もっとも、現実の企業集団を観察してみると、例えば子会社が上場されているようなケースでは親会社の株式と子会社の株式とがそれぞれ別個に価格形成されており、親会社株主と子会社の少数株主が同等の立場にあるとは考えにくい。また、子会社のデフォルト・リスクについて考えてみても、親会社が保証することが一般的な実務慣行であるとしても、親会社株主と子会社の少数株主が同等の立場にあるとは考えにくいのが実態であろう。現実問題として経済的単一体説が成立するような状況にないとすると、少数株主持分は、相対的に劣後区分に分類されるべきものとは考えられるが、残余持分を構成する親会社持分とは一線を画すべきものと考えられる。

38 経済的単一体の考え方を突き詰めていくと、子会社資本のうち少数株主に帰属する部分についても、拠出資本や留保利益として表示することができるはずである (Sanders, Hatfield and Moore [1938] pp. 105~106)。いいかえれば、親会社と子会社の資本の合計のうち、親会社の投資とそれに対応する子会社資本の額を相殺消去すれば十分であり、その他の親会社の資本と子会社の資本 (支配獲得後剰余金の親会社持分と財務諸表作成時点での少数株主持分) が連結上の資本を構成するといえる。親会社株主と子会社少数株主が対等であれば、あえて少数株主持分という別科目に資本を振り替える必要さえないと思われる。親会社持分と少数株主持分を区分して表示するとしても、少数株主持分を独立の科目として区分するのではなくて、むしろ連結全体の拠出資本と留保利益の内訳としてそれぞれ親会社帰属分と少数株主帰属分とに分けて表示する (つまり、親会社株主/少数株主 と 拠出資本/留保利益 とのマトリックス形式で表示する) ほうがよいとする考え方もある (Hendriksen [1982] pp. 470~473, Nurnberg [2001])。

なお、このような考え方に立つと、残余持分権者は親会社株主に限定されることになるから、利益計算上、残余持分を構成しない少数株主に帰属する損益は控除されることとなる。その結果、連結企業主体の損益は、少数株主の存在に左右されることになる。他方、少数株主の存在に左右されない、企業集団全体の活動から得られた利益（少数株主持分を資本とみる場合の最終利益）は、少数株主帰属損益控除前利益として別途損益計算書において表示することが可能である。

6. おわりに

以上論じてきたように、本稿では、貸借対照表の貸方は、請求権の優先劣後関係の表示という観点と残余利益計算という観点の2つの観点から区分されると考えた。

具体的な貸方区分のアプローチとしては、請求権の優先劣後の観点からまず「優先区分」と「劣後区分」に分類し、次いで残余利益計算の観点から、「劣後区分」に含まれる「残余持分」を区分するアプローチと請求権の優先劣後の観点からは無区分とし（むしろ配列を重視する）、残余利益計算の観点から「残余持分」と「特定持分（非残余持分）」に区分するアプローチについて述べた。このアプローチでは、「劣後区分」に分類されるが「残余持分」に該当しない項目が生ずるが、これが昨今話題となっている貸借対照表の貸方の「中間区分」に相当すると考えられる。ただし、本稿におけるこの「中間区分」は、たんに優先劣後関係の中間的な存在を区分するものではない。その意味では、このアプローチは、むしろ2区分説と残余持分説を融合したものと理解することができる。また、このアプローチにおいては、負債の定義を再考し、問題の単純化を図ることができるのではないかと指摘した。すなわち、負債を債務性の有無で定義するのではなく、残余持分権者以外の特定の請求権者の持分として識別可能な「特定持分」（非残余持分）を負債として定義すれば、負債の定義によって負債と資本の区分を行う考え方を維持しながら、残余持分たる資本の変動をもって残余利益を計算することができる。

さらに、本稿では、負債と資本の区分に関連するいくつかの個別具体的な問題を取り上げ、まず、優先株式の問題については、「劣後区分」のうち「残余持分」を構成しない部分と考え、さらに貸借対照表の貸方区分では表現できない契約内容の違いを説明する注記が必要であるとした。株式オプションについても、「劣後区分」のうち「残余持分」を構成しない部分と考え、暫定的な状況で拠出資本を確定してしまうことを避ける考え方について確認した。複合金融商品については、さまざまなアプローチの中でも「基本的構成要素アプローチ」の持つ優位性について確認した。さらに、少数株主持分については、基本的には、当該連結企業集団における親会社株主と子会社少数株主との関係を個別具体的に識別することが必要であるが、一般には「劣後区分」に分類される性格を有するものの、最終的なリスク負担者の持分としての「残余持分」を構成しないものと考えた。

参考文献

- 新井清光、「会計主体論争」、飯野利夫・山榎忠恕（編）『企業会計原理』、有斐閣、1963年
今福愛志・田中建二、「負債と資本の区分再考」、『企業会計』第53巻第9号、中央経済社、
2001年、103～108頁
- 川村義則、「負債の定義と認識要件 近接諸概念との比較検討」、『會計』第163巻第1号、
森山書店、2003年、40～55頁
、「負債会計とその研究の方法」、塩原一郎（編）『現代会計 - 継承と変革の狭間で - 』、創成社、2004年
- 神田秀樹・武井一浩（編）『新しい株式制度 実務・解釈上の論点を中心に』、有斐閣、
2002年
- 古賀智敏、「自社株式を対象とした売建プット・オプションと資本の準負債化」、『企業会計』
第55巻第7号、中央経済社、2003年、938～944頁
- 斎藤静樹、『条件付株主持分と資本会計 ストック・オプションのケース』、Discussion
Paper 03-04、明治学院大学経済学部産業経済研究所、2003年
、「ストック・オプションの費用と資本会計」、『會計』第165巻第3号、森山書店、
2004年、327～342頁
- 酒井治郎、『会計主体と資本会計 会計学基本問題の研究』、中央経済社、1992年
- 佐藤信彦、「少数株主持分の性格 会計主体との関連を中心にして」、『企業会計』第55巻
第7号、中央経済社、2003年、960～966頁
- 鈴木直行・古市峰子・森 毅、「負債に関する会計基準を巡る国際的な動向と今後の検討課
題」、『金融研究』第23巻第2号、日本銀行金融研究所、2004年、23～48頁、(本号)
- 徳賀芳弘、「引当金の認識と評価に関する一考察」、IMES Discussion Paper No. 2003-J-17、
日本銀行金融研究所、2003年a
、「負債と資本の区分 代替的アプローチの考察」、『企業会計』第55巻第7号、中
央経済社、2003年b、930～937頁
- 名越洋子、「新株予約権付社債の区分処理とストック・オプション」、『企業会計』第55巻第
7号、中央経済社、2003年、945～953頁
- 番場嘉一郎、「持分会計の基本理論」、番場嘉一郎責任編集、『体系会計学大系 持分会計
論』、中央経済社、1968年
- 宮田慶一、「金融資産の譲渡の会計処理 留保リスクと便益の認識・認識中止の問題を中
心に」、『金融研究』第23巻第2号、日本銀行金融研究所、2004年、49～72頁、(本号)
- 弥永真生、『「資本」の会計』、中央経済社、2003年
- AAA Committee on Accounting Concepts and Standards, “Accounting and Reporting Standards for
Corporate Financial Statements and Preceding Statements and Supplements,” *Accounting Review*, 32,
October 1957, pp. 536-546.
- AAA Financial Accounting Standards Committee, “Evaluation of the FASB’s Proposed Accounting for
Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both,” *Accounting Horizons*, 15,
December 2001, pp. 387-400.

Accounting Principles Board (APB), *APB Opinion No. 14 : Accounting for Convertible Debt and Debt Issued with Stock Purchase Warrants*, New York, NY: AICPA, 1969.

, *APB Opinion No. 25 : Accounting for Stock Issued to Employees*, New York, NY: AICPA, 1972.

Anthony, R., *Future Directions for Financial Accounting*, Homewood, IL: Dow Jones-Irwin, 1984. (佐藤倫正訳、『アンソニー財務会計論 将来の方向』、白桃書房、1991年)

Barth, M., W. Landsman, and R. Rendleman, Jr., “Option Pricing-based Bond Value Estimates and a Fundamental Components Approach to Account for Corporate Debt,” *The Accounting Review*, 73, January 1998, pp. 73-102.

, , and , “Implementation of an Option Pricing-based Bond Valuation Model for Corporate Debt and its Components,” *Accounting Horizons*, 14, December 2000, pp. 455-479.

Bloomer, C., eds., *The IASC-U.S. Comparison Project: A Report on the Similarities and Differences between IASC Standards and U.S. GAAP*, Second edition, Norwalk, CT: FASB, 1999.

Clark, M. W., “Entity Theory, Modern Capital Structure Theory, and the Distinction between Debt and Equity,” *Accounting Horizons*, 7, September 1993, pp. 14-31.

Financial Accounting Standards Board (FASB), *Scope and Implications of the Conceptual Framework Project*, Stamford, CT: FASB, 1976. (津守常弘監訳、『FASB財務会計の概念フレームワーク』、中央経済社、1997年)

, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement*, Norwalk, CT: FASB, 1984. (平松一夫・広瀬義州訳、『FASB財務会計の諸概念(増補版)』、中央経済社、2002年)

, *Statement of Financial Accounting Concepts No.6: Elements of Financial Statements*, Norwalk, CT: FASB, 1985. (平松一夫・広瀬義州訳、『FASB財務会計の諸概念(増補版)』、中央経済社、2002年)

, *Discussion Memorandum : Distinguishing between Liabilities and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, Norwalk, CT: FASB, 1990.

, *Statement of Financial Accounting Standards No. 123: Accounting for Stock-Based Compensation*, Norwalk, CT: FASB, 1995.

, *Statement of Financial Accounting Standards No. 130 : Reporting Comprehensive Income*, Norwalk, CT: FASB, 1997.

, *Exposure Draft : Proposed Amendment to FASB Concepts Statement No. 6 to Revise the Definition of Liabilities*, Norwalk, CT: FASB, 2000a.

, *Exposure Draft : Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*, Norwalk, CT: FASB, 2000b.

, *Interpretation No. 45 : Guarantor’s Accounting and Disclosure Requirements for Guarantees, Including Indirect Guarantees of Indebtedness of Others*, Norwalk, CT: FASB, 2002.

, *Statement of Financial Accounting Standards No. 150 : Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, Norwalk, CT: FASB, 2003.

Hendriksen, E. S., *Accounting Theory*, Forth edition, Homewood, IL: Irwin, 1982.

- Hopkins, P., "The Effect of Financial Statements Classification of Hybrid Financial Instruments on Financial Analysts' Stock Price Judgments," *Journal of Accounting Research*, 34 (Supplement), 1996, pp. 33-50.
- Husband, G. R., "The Entity Concepts of Accounting," *The Accounting Review*, 29, October 1954, pp. 552-563.
- International Accounting Standards Board (IASB), *Improvements to International Accounting Standards*, London, U.K.: IASCF, 2002.
- , *IAS 27 : Consolidated and Separate Financial Statements*, London, U.K.: IASCF, revised 2003a.
- , *IAS 32 : Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, London, U.K.: IASCF, revised 2003b.
- , *IAS 39 : Financial Instruments: Recognition and Measurement*, London, U.K.: IASCF, revised 2003c.
- , *IFRS No.2 : Share-based Payment*, London, U.K.: IASCF, 2004.
- International Accounting Standards Committee (IASC), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, London, U.K.: IASC, 1989.
- , *IAS 27 : Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries*, London, U.K.: IASC, revised 2000.
- Kimmel, P., and T. Warfield., "The Usefulness of Hybrid Security Classifications: Evidence from Redeemable Preferred Stock," *The Accounting Review*, 70, January 1995, pp. 151-167.
- Melcher, B., *Accounting Research Study No. 15 : Stockholders' Equity*, New York : NY: AICPA, 1973.
- Modigliani, F., and M. H. Miller, "The Cost of Capital, Corporation Finance and the Theory of Investment," *The American Economic Review*, 48, June 1958, pp. 261-297.
- Moonitz, M., *The Entity Theory of Consolidated Statements*, Brooklyn, NY: The Foundation Press, 1951. (片野一郎監訳・白鳥庄之助訳註、『連結財務諸表論』、同文館出版、1964年)
- Nurnberg, H., "Minority Interest in the Consolidated Retained Earnings Statement," *Accounting Horizons*, 15, June 2001, pp. 119-146.
- Palepu, K. G., V. L. Bernard, and P. M. Healy, *Introduction to Business Analysis and Valuation*, Cincinnati, OH: South-Western College Publishing, 1997. (斎藤静樹監訳、『企業分析入門』、東京大学出版会、1999年)
- Paton, W. A., *Accounting Theory: With Special Reference to the Corporate Enterprise*, New York, NY: Ronald Press, 1922.
- Sanders, T. H., H. R. Hatfield, and U. Moore, *A Statement of Accounting Principles*, New York, NY: American Institute of Accountants, 1938.
- Schroeder, R. G., M. W. Clark, and J. M. Cathey, *Financial Accounting Theory and Analysis: Text Readings and Case*, Seventh edition, New York, NY: John Wiley & Sons, Inc., 2001. (加古宜士・大塚春春監訳、『財務会計の理論と応用』、中央経済社、2004年)
- Staubus, G. J., "The Residual Equity Point of View in Accounting," *The Accounting Review*, 34, January 1959, pp. 3-13.

, *A Theory of Accounting to Investors*, Berkeley, CA: University of California Press, 1961.
Storey, R. K., and S. Storey, *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*,
Norwalk, CT: FASB, 1998. ((財)企業財務制度研究会訳、『財務会計の概念および基準の
フレームワーク』、中央経済社、2001年)

